



# 中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）  
〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話 (027) 288-0371 FAX (027) 230-8052

## 【 記 事 】

- 1 新年度ご挨拶
- 2 令和8年度体制
- 3 家畜伝染病予防法第5条に基づく牛定期検査について
- 4 県外から牛を導入したら、検査を実施しましょう
- 5 令和8年度浅間家畜育成牧場の入退牧について
- 6 近隣国で口蹄疫が発生しています！防疫対策の徹底を！！
- 7 適格請求書（インボイス）の発行について
- 8 令和8年「定期報告書」の提出がお済みでない方へ
- 9 梅雨時期のハエ対策について
- 10 牧草の夏枯れ実地調査について（畜産試験場からのお願い）
- 11 死亡牛の産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出
- 12 令和8年度群馬県家畜人工授精師養成講習会の開催

## 【 添付資料 】

- ・ 適格請求書（インボイス）の発行依頼書
- ・ 死亡牛の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について
- ・ 酪農経営緊急支援（粗飼料価格高騰対策）事業のご案内（酪農家の方）

## ◆◆ 新年度ご挨拶 ◆◆

近年、家畜衛生を巡る情勢は転換点を迎えていると感じます。豚熱では感染が確認されれば全頭殺処分され、発生農場の関連農場までも殺処分されてきましたが、今後は家畜伝染病予防法が改正され、「選択的殺処分」となり、繁殖豚やワクチン接種後20日以降の肥育豚等は殺処分対象から除外されることとなる予定です。また高病原性鳥インフルエンザでは、発生時の殺処分羽数を少なくするための「分割管理」や、発生に備えた準備が必要な「大臣指定地域」といった今までの飼養衛生管理基準より「一步踏み込んだ取組み」が求められてきています。食品流通に出来るだけ影響を及ぼさない家畜衛生対策を進めていくことが必要となってきています。

牛に関しても令和6年11月、福岡県で発生したランピースキン病が法定伝染病となるなど新たな疾病の侵入が危惧されます。牛飼養農家でも病原体を飼養衛生管理区域に持ち込まない等、飼養衛生管理基準の遵守について、いま一度ご確認いただき対応いただけますようお願いいたします。

今年度も立入検査では、「一步踏み込んだ取組み」を実施していきます。この取組みは「慢性疾病対策による生産性向上」にもつながりますので、農家の方々と一緒に進めていきたいと思っております。

最後に、今年も人事異動により5名の職員が配属になり、新規採用職員から経験豊富な職員まで新しい人員で心機一転対応して参りますので、よろしくお願いたします。

中部農業事務所家畜保健衛生課長

（中部家畜保健衛生所長） 林 省二

# ◆◆ 令和 8 年度体制 ◆◆

4月1日付け定期人事異動により、本年度は以下の体制となります。

●令和 8 年度の職員一覧

🌸 転入者 (旧所属)

課長		
次長		
環境衛生係 (環境指導、定期報告、耳標、公共牧場、馬、山羊、めん羊)	係長 🌸	
防疫第一係 (牛、蜜蜂)	係長	
	🌸	
防疫第二係 (豚、鶏)	係長	
	🌸	
病性鑑定専門官		
病性鑑定第一係 (ウイルス、細菌)	係長 🌸	
	🌸	
病性鑑定第二係 (病理、生化学)	係長	

## ◆◆ 家畜伝染病予防法第5条に基づく牛定期検査について ◆◆

今年度の定期検査は以下の地区が対象となります。お忙しいかと思いますが、ご協力をお願いします。検査の詳細については、市町村からの通知をご確認ください。

**対象地区**：

渋川市（旧渋川市地区）、前橋市（富士見地区）、伊勢崎市（旧伊勢崎市地区、赤堀地区）

**対象牛**：6か月齢以上の搾乳用雌牛または繁殖用牛

**手数料**：1頭あたり700円

**日程**：右表の通り予定しています

<u>旧渋川市 地区</u>	<u>富士見 地区</u>	<u>旧伊勢崎市 地区</u>	<u>赤堀地区</u>
<u>5月下旬</u>	<u>6,7月</u>	<u>9月上旬</u>	<u>9月下旬</u>

**検査項目**：ヨーネ病

※定期検査時に採取した血液で、牛伝染性リンパ腫（旧名：牛白血病）および牛ウイルス性下痢の検査を実施することができます（有料）。ご希望の場合は、家畜保健衛生所までお問合せください。

## ◆◆ 県外から牛を導入したら、検査を実施しましょう ◆◆

ヨーネ病の発生およびまん延防止のため、**県外の農場から牛を導入したら、ヨーネ病の検査を受ける必要があります（預託帰りを含む）**。牛を導入する際は家畜保健衛生所にご連絡ください。

### （導入時の確認ポイント）

1. 県外からの牛の導入が決まったら導入計画書を家畜保健衛生所に提出
2. 導入元農場がヨーネ病清浄農場であることを確認（カテゴリー I 証明書）
3. 家畜保健衛生所に連絡して、ヨーネ病検査を実施
4. 検査結果が判明するまで、導入した牛は隔離・観察：異常の早期発見・まん延防止

## ◆◆ 令和8年度浅間家畜育成牧場の入退牧について ◆◆

浅間家畜育成牧場では昨年度に引き続き通年(毎月)入退牧を実施します。

### 【主な内容】

- ①乳用種で入牧推奨月齢は概ね7カ月齢
- ②入牧時期は毎月1回入牧（原則、第三水曜日）  
年間480頭受け入れ予定
- ③退牧時期は分娩前約3カ月を目安とし、入牧日に合わせて退牧を実施
- ④預託料金は1頭1日当たり650円（年間一律）  
冬季（12～3月）の入牧も実施します。

### 【衛生検査】

検査項目：ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢；いずれも陰性

ワクチン接種：牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢（I型及びII型）を含む混合不活化ワクチン

## チン

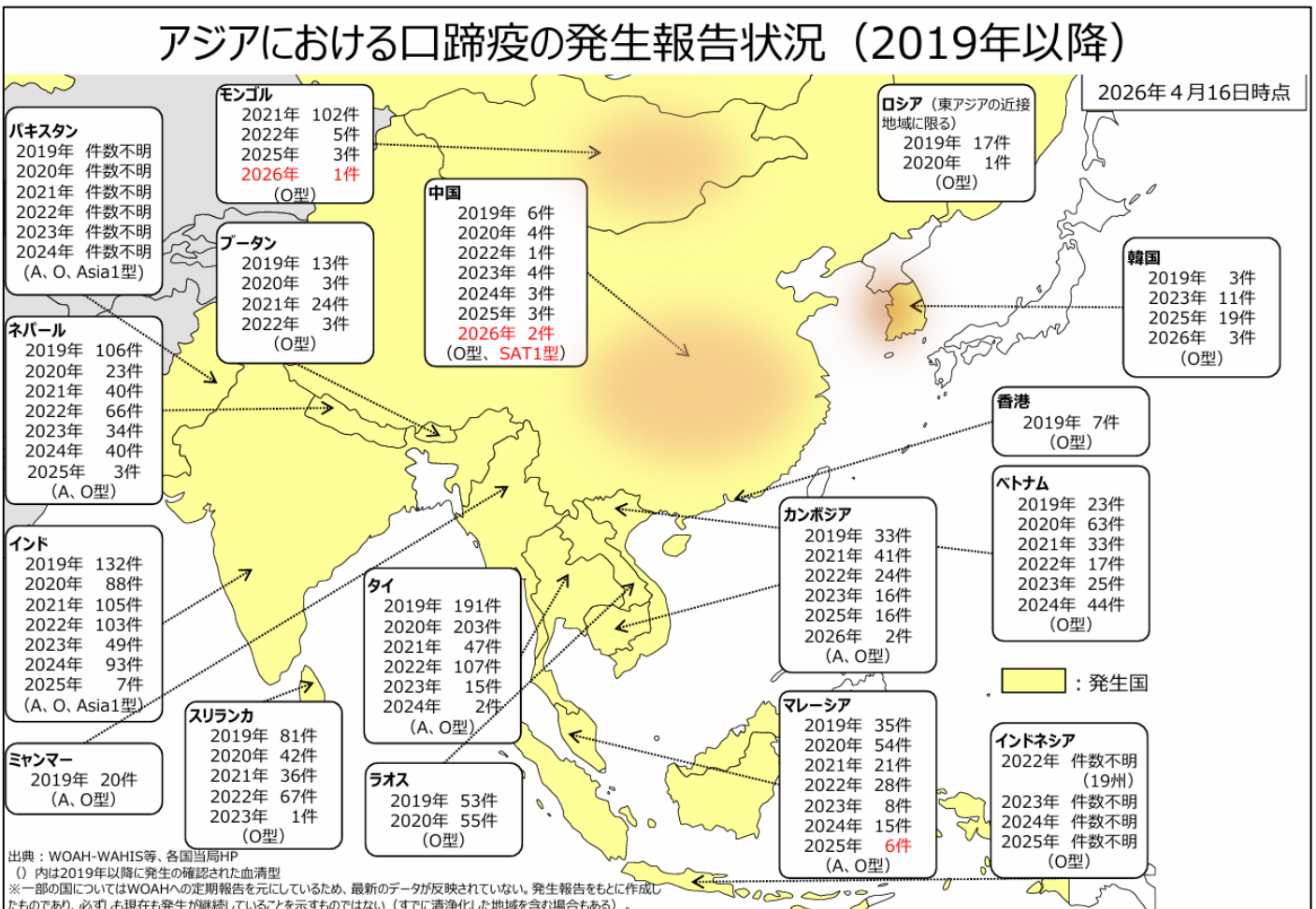
※入牧前 3~5 週に 1 回目、入牧時に牧場で 2 回目を接種

### 【入牧前のお願い】

- ①浅間牧場では連動スタンションを使用して飼料給与や繁殖・治療を行うため、入牧前にスタンションの馴致を実施してください。
  - ②ケガや事故の防止に、削蹄・除角を実施してください。
  - ③個体識別情報の異動報告を行ってください。
- 入牧の希望については、入牧日の 2 カ月前までに家畜保健衛生所に連絡をお願いします。



## ◆◆近隣国で口蹄疫が発生しています！防疫対策の徹底を！！◆◆



日本では平成22年以降、口蹄疫の発生はありません。しかし韓国、中国、モンゴル、マレーシア、インド等のアジア周辺諸国では口蹄疫が発生しています。2026年は4月16日までに、韓国で3件、中国で2件、モンゴルで1件発生しています。国内への侵入リスクは依然として高い状況です。

以下の点について今一度確認し、農場への家畜伝染病の病原体侵入を防ぎましょう。

## 1 畜産関係者は口蹄疫等の発生地域にはなるべく行かない！

行く場合は以下の点に注意する！

### ☆渡航にあたっての注意事項

- (1) 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関係施設に立ち入らない。
- (2) 動物との不用意な接触を避ける。
- (3) 肉製品等を日本に持ち込まない。
- (4) 帰国の際は到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、指導を受ける。

### ☆畜産関係者が帰国した後の注意事項

飼養衛生管理区域には、

- (1) 帰国後1週間、立ち入らない。
- (2) 農場主等、やむを得ず立ち入る場合は、入浴や更衣等、適切な処置を行う。
- (3) 海外で使用した衣類や靴を衛生管理区域に持ち込まない。
- (4) 物品をやむを得ず持ち込む場合は、事前に洗浄・消毒等、適切な処置を行う。

## 2 衛生管理区域へ病原体を持ち込まない。

- (1) 衛生管理区域及び畜舎に**立入禁止の看板を設置**し、部外者の立入を制限する。
- (2) 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る全ての人に対し、**手指・靴等の消毒を徹底**する。

## 3 疑わしい症状がみられたら、すぐ連絡！

口蹄疫は牛や豚等で**発熱や食欲不振に始まり**、口、ひづめ、乳房等に**水疱（水ぶくれ）**ができるのが主な症状です。水疱は比較的早期に破れて、びらん（表皮が剥がれて浅くただれる状態）になります。水疱形成による痛み等により泡状のよだれ、跛行、起立不能、泌乳の減少や停止が見られます。牛では、**1頭のみに着目すると見落とすおそれがあるため、普段よりよだれを垂らす個体が多い、症状が急速に拡がる等、群としての異状の有無を確認することが重要**です。

毎日必ず健康観察し、これらの症状を見つけ次第、直ちに獣医師や家畜保健衛生所に連絡しましょう。

### ★口蹄疫 ～牛の症状～



## ◆◆ 適格請求書（インボイス）の発行について ◆◆

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されました。家畜保健衛生所手数料の中には消費税の課税対象となっているものがあります。課税対象となる検査の詳細は同封のパフレットをご覧ください。インボイスの発行を希望される方は、パフレットにある発行依頼書をFAX等で送付してください。1年間(1-12月)をまとめて発行するか、希望する期間（最短で1カ月単位）を区切って発行を依頼してください。

## ◆◆ 令和8年「定期報告書」の提出がお済みでない方へ ◆◆

家畜伝染病の発生予防や発生時の迅速なまん延防止対策を図るため、家畜の飼養者は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を群馬県知事あてに報告することが義務付けられています。

令和8年1月13日付けで報告様式等の書類をお送りしております。

**未提出の方は至急提出をお願いします。**

**報告対象** 家畜伝染病予防法で定めるすべての家畜

牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

※教育用(学校動物)、愛玩用(ペット)、観賞用、展示(動物園等)も含まれます。

**提出書類**

1. 定期報告書（所有者氏名、住所、農場所在地、畜種別飼養頭数、畜舎数等）
2. 飼養衛生管理基準の遵守状況（チェックシート）
3. 添付書類
4. 埋却予定地に関する同意書（同意いただける方）

ただし、飼養家畜頭羽数が次の場合は1.の書類のみの提出で構いません。

- ・鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし : 6頭未満
- ・鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥 : 100羽未満
- ・エミュー、だちょう : 10羽未満



未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合は、指導の対象となります。また、家畜伝染病が発生した場合、殺処分した家畜の手当金について減額の対象となりますので、ご注意ください。

## ◆◆ 梅雨時期のハエ対策について ◆◆

梅雨時期は湿度と気温が高くなりハエの発生も多くなります。ハエは病原菌やウイルスの媒介や家畜にストレスを与え生産性を低下させるだけでなく、大発生すれば近隣住民にも迷惑をかけることとなりますので、早めに対策に取り組みましょう。

具体的な対策

1 発生源の徹底排除（掃除・乾燥）：

- ・食べ残しの飼料やふん便をこまめに片付けてハエに産卵場所を与えないようにしましょう。
- ・畜舎内の換気や排水に気を配り乾燥した状態を保ちましょう。
- ・堆肥の一次発酵を促し、発酵熱によりウジ・蛹を死滅させましょう。

2 薬剤・防除技術の活用：

- ・幼虫の発生する場所にIGR剤（発育抑制剤）を散布し、幼虫を駆除しましょう。
- ・成虫には異なる系統の殺虫剤（ピレスロイド系・有機リン系製剤）をローテーションで使用しましょう。

3 その他

- ・畜舎周辺の除草をしましょう。ハエの休息場所を無くし、風通しが良くなります。
- ・畜舎内の乾燥を心掛けることは臭気対策にもなります。

## ◆◆ 牧草の夏枯れ実態調査について（畜産試験場からのお願い） ◆◆

令和8年度の県内牧草地における、牧草の夏枯れ実態調査を実施します。  
牧草地において例年とは違う夏季の枯死等を確認しましたら、下記連絡先の畜産試験場飼料環境係まで情報提供のご協力をお願いいたします。

また、ご連絡の際には情報として夏枯れと思われる症状の発生日（確認日）、発生圃場地域、草種、症状、畜産試験場職員による現地確認の可否について情報提供をお願いします。

連絡先：畜産試験場 飼料環境係 担当 清水 伸一 TEL 027-288-2222

## ◆◆ 死亡牛の産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出 ◆◆

死亡家畜を処理する際は、廃棄物処理法に基づき「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を記載しなければなりません。同封あるいは直接お渡しした前年度分のマニフェストをもとに「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」（別添用紙）を作成し、6月末日までに提出をお願いします。

提出先：前橋市環境部廃棄物対策課（農場所在地が前橋市）  
中部環境事務所（農場所在地が前橋市以外）

## ◆◆ 令和8年度群馬県家畜人工授精師養成講習会の開催 ◆◆

- 1 講習会開催期間：令和8年6月25日（木）～7月24日（金）＊土日・祝日を除く
- 2 修業試験：令和8年7月27日（月）～29日（水）

受講希望者は5月22日（金）までに受講願、履歴書を添えて家畜保健衛生所まで提出してください。様式詳細等は家畜保健衛生所担当まで問い合わせください。

家畜保健衛生所は365日24時間対応の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ 027-288-0371

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。また、残っている牛個体識別システムの耳標、無償配付された耳標装着器は返却してください。（紛失、破損の場合は返却不要です）